令和５年１２月１５日策定

第５期日野市高齢者福祉総合計画

【概要版】

（素案）

令和５年１２月

日野市

※ 「第５章介護保険事業に関する見込み」の一部（介護保険料基準額等）については、加筆修正を行いました。

（令和６年１月）

# １　計画の策定にあたって

## １　計画策定の趣旨

本市では、令和３年３月に策定した「第４期日野市高齢者福祉総合計画」において、目指すべき姿である「いつまでも安心して　自分らしく暮らせるまち　日野」の実現に向け、高齢者が自らの能力と活力を十分に発揮し、住み慣れた地域で個人の尊厳が守られながら自立した生活を送ることができる地域社会の構築を目指してきました。このたび計画期間が満了したことから、国の第９期計画の基本指針に基づき、令和６年度から令和８年度までの３年間を計画期間とする「第５期日野市高齢者福祉総合計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

## ２　根拠法令

「日野市高齢者福祉総合計画」は、「老人福祉計画」「介護保険事業計画」が含まれています。

老人福祉計画は、老人福祉法第20条の８の規定による市町村老人福祉計画です。

介護保険事業計画は、介護保険法第117条の規定による市町村介護保険事業計画です。

## ３　計画の期間

本計画の期間は、令和６年度から令和８年度までの３年間です。

また、高齢者人口がピークを迎え、介護サービスの需要の増加・多様化が想定されるとともに、現役世代が急減する令和22年（2040年）を見据えた中長期的な視点を持ち、法制度の改正や社会情勢等の状況に応じて見直し・改善を図ります。

＜令和22（2040）年までの見通し＞

第４期日野市高齢者福祉

総合計画

2021～2023

第６期日野市高齢者福祉

総合計画

2027～2029

**第５期日野市高齢者福祉**

**総合計画**

**2024～2026**

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 令和 ３年度  （2021） | 令和 ４年度  （2022） | 令和 ５年度  （2023） | 令和 ６年度  （2024） | 令和 ７年度  （2025） | 令和 ８年度  （2026） | 令和 ９年度  （2027） | 令和 10年度  （2028） | 令和 11年度  （2029） |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |

# ２　高齢者を取り巻く環境

**人口と高齢化率の推移**

日野市の人口動態をみると、令和３年まではゆるやかな増加傾向にありましたが、令和４年から令和５年では減少に転じ、令和５年１月には187,254人となっています。

人口構成をみると、高齢化率は横ばいで推移しているものの、後期高齢者比率は上昇が続いており、令和５年１月では14.2％と、７人に１人が後期高齢者となっています。



資料：住民基本台帳人口（日野市）各年1月



**将来人口**

本項目は、国立社会保障・人口問題研究所で平成30年（2018年）に実施された将来人口推計の日野市の結果です。

令和7年（2025年）推計を見ると、団塊の世代が後期高齢者となり、高齢化率が25.7％、75歳以上が16.1％となります。また、令和22年（2040年）には、団塊ジュニア世代が前期高齢者となり、高齢化率が34.1％、75歳以上が19.5％と、３人に１人以上が高齢者となると推計されています。

人口ピラミッド（令和７年（2025年）　 人口ピラミッド（令和22年（2040年））



資料：国立社会保障・人口問題研究所男女・年齢（５歳）階級別データ

　　　　『日本の地域別将来推計人口』（平成30年3月推計）

**要介護（要支援）認定者数の推移**



平成25年（2013年）３月末と、令和５年（2023年）３月末を比較すると、第１号被保険者数は約1.1倍であるのに対し、認定者数は1.4倍と、第1号被保険者の伸びよりも認定者数の伸びのほうが大きくなっています。

要介護度別に認定者数の推移をみると、要支援、要介護とも増加傾向にあり、特に要支援１は10年間で712人、要介護１は778人増加しています。

**第１号被保険者一人あたりの保険給付月額**

平成25年（2013年）３月末と、令和５年（2023年）３月末を比較すると、第１号被保険者数は約1.1倍であるのに対し、認定者数は1.4倍と、第1号被保険者の伸びよりも認定者数の伸びのほうが大きくなっています。

要介護度別に認定者数の推移をみると、要支援、要介護とも増加傾向にあり、特に要支援１は10年間で712人、要介護１は778人増加しています。



資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報　（令和３、４年度のみ「介護保険事業状況報告」月報）

資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報　（令和３、４年度のみ「介護保険事業状況報告」月報）

## １　日常生活圏域

日常生活圏域とは、介護保険法第116条において、厚生労働大臣が定めることとされる「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本指針」において示されている考え方であり、身近な地域にさまざまなサービス拠点を整備し、たとえ要介護状態や認知症になっても、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、介護サービス基盤の整備を進めるために設定されるものです。

日野市では、『第３期日野市介護保険事業計画』（平成18年度（2006年度）から平成20年度（2008年度）まで）において、地理的条件、交通機関や駅の状況、人口、既存の介護サービス基盤等を勘案し、４つの日常生活圏域を設定しました。

『第９期介護保険事業計画』においても、この考えを継承し、地域密着型サービスや介護サービス基盤の充実などを進めていきます。

日野市の日常生活圏域

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 名　称 | 地域包括支援 センター名 | | 担当地域 |
| たかはた | 1 | もぐさ | 百草、落川、程久保（１～８丁目を除く）、  三沢２丁目、三沢1289～1294番地 |
| 2 | あさかわ | 高幡、三沢（1289～1294番地を除く）、  三沢１・３～５丁目、新井、大字新井、程久保１～８丁目 |
| とよだ | 3 | すてっぷ | 豊田、大字豊田、東豊田、富士町、  旭が丘２・５・６丁目、多摩平１・２丁目 |
| 4 | あいりん | 多摩平３～７丁目、日野台４・５丁目、大坂上 |
| ひの | 5 | せせらぎ | 日野本町、神明、日野台１～３丁目、栄町、新町 |
| 6 | 多摩川苑 | 万願寺、上田、川辺堀之内、日野、宮、  石田、大字石田 |
| ひらやま | 7 | いきいきタウン | 東平山２・３丁目、平山 |
| 8 | すずらん | 南平 |
| 9 | かわきた | 旭が丘１・３・４丁目、西平山  東平山１丁目 |

日常生活圏域と地域包括支援センター等の位置



地域包括支援センター

せせらぎ

地域包括支援センター

多摩川苑

地域包括支援センター

もぐさ

地域包括支援センター

あさかわ

地域包括支援センター

すずらん

地域包括支援センター

かわきた

地域包括支援センター

いきいきタウン

地域包括支援センター

すてっぷ

地域包括支援センター

あいりん

**日野市役所**

各圏域の６５歳以上人口は、ほぼ同数となっており、高齢者人口は圏域ごとに大きな差はありません。一方、高齢化率は、たかはた圏域で28.8％、ひの圏域で２０．７％となっており、圏域ごとに差がみられます。また、要支援・要介護認定者数についても、ばらつきがみられることから、圏域ごとの特性に合わせた施策の検討を行ってまいります。

【各圏域の人口等】

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | たかはた | とよだ | ひの | ひらやま | 合計 |
| 圏域人口 | 40,655 | 46,589 | 57,492 | 42,444 | 187,180 |
| 市の人口との比率 | 21.7% | 24.9% | 30.7% | 22.7% | 100.00% |
| 65歳人口 | 11,725 | 11,137 | 11,904 | 11,772 | 46,538 |
| 市の65歳以上との比率 | 25.2% | 23.9% | 25.6% | 25.3% | 100.00% |
| 75歳人口 | 6,954 | 6,317 | 6,604 | 7,057 | 26,932 |
| 市の75歳以上との比率 | 25.8% | 23.5% | 24.5% | 26.2% | 100.00% |
| 高齢化率 | 28.8% | 23.9% | 20.7% | 27.7% | 24.9% |
| 要支援認定者数 | 1,326 | 951 | 836 | 1,043 | 4,156 |
| 要介護認定者数 | 1,861 | 1,508 | 1,566 | 1,500 | 6,435 |

# ３　日野市の高齢者福祉に関する６つの課題

本市の課題については、だれもがいつまでも安心して暮らすことのできるまちが実現できるために必要な事項として、以下の６つを選びました。

## １　地域包括ケアシステムの推進

地域包括ケアの推進のためには、専門職が協働して地域におけるネットワークを構築し、地域が抱える課題の解決に向け、包括的かつ継続的に支援していく地域包括支援センターの役割が重要となります。

また、高齢者が住み慣れた地域でいつまでも安心して自分らしい生活を送るためには、高齢者が徒歩で参加できる身近なところで介護予防に取り組めるよう、介護予防に効果のある住民主体の体操・運動等の通いの場を充実させるとともに、高齢者自らが介護予防に向けた活動の担い手となり、社会参加を促す機会づくりも必要です。

さらに、地域の見守り活動等とともに、ボランティア、特定非営利活動法人（NPO）や社会福祉法人等と共に支え合う地域づくりを進めていく必要があります。

## ２　担い手の確保と介護保険事業の充実

介護分野に従事する職員の人材不足が全国的に顕著になってきており、未経験者の参入促進を含めた人材の確保が喫緊の課題となっています。そのためには現在従事している職員のスキルアップを促進することで効率性及び生産性を高め、ロボットや情報通信技術（ICT）等を活用した負担軽減、業務効率化を行い、提供サービスのクオリティを向上させていくことが必要です。

今後、要介護認定者数が増加する中、必要な介護サービスニーズに対応するため、より一層、介護サービスの質の向上と確保に取り組むとともに、家族の負担を軽減するための支援の充実が求められます。

## ３　高齢者の健康づくりと介護予防・重症化予防の推進

介護予防の活動の場への専門職の関与も含め、フレイル対策、オーラルフレイル対策を中心に、介護予防を更に推進していくことが必要です。

## ４　在宅療養体制の推進

在宅医療・介護の推進については、専門職のみでなく、広く市民に対して、在宅療養の理解の促進を図るとともに、在宅療養に関する不安や負担を軽減し、在宅療養を身近な選択肢の一つとして感じることができるような体制の整備が必要です。在宅療養に関する医療や介護の情報を一元的に管理できる仕組みづくりが必要です。また、施策の改善に活用できるかたちでのデータ収集・管理する必要があります。

医療との連携においては、今後の連携強化に向けて、医療関係者と介護関係者の情報交換の場の確保や情報を共有する場の充実が必要となります。

さらに、令和5年度より、在宅療養支援課の一部業務が高齢福祉課に統合されたことを受け、「日野市在宅療養体制構築のための基本方針」に記載されていた事業内容を本計画で継承していきます。

## ５　認知症高齢者と家族を支える仕組みの充実

認知症の状態に応じて、適切な医療・介護サービスを受けることができるようケアの流れを可視化し、早期診断・早期対応を促進するための相談支援体制を強化する必要があります。

また、認知症に関する正しい知識と理解に基づく本人・家族への適切な支援や、支援者・サービス提供者への専門的な認知症ケアの質の確保・向上を通じ、地域における総合的かつ継続的な支援体制を確立し、認知症高齢者や家族等の介護者を支援していく必要があります。

## ６　高齢者がいきがいを持って安全に、かつ安心して暮らせるまち

## づくり

高齢化が進行する中で、高齢者がその有する能力に応じて、できる限り自立した日常生活を送ることができるようにするとともに、サービスを必要とする方に対し個々の状態に応じて必要なサービスが提供されるようにするためには、医療・介護・介護予防・住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に提供される「地域包括ケアシステム」を市の実情に応じて深化・推進していく必要があります。

また、災害時の避難支援等を円滑に行うため、避難行動要支援者登録制度に基づき、要支援者の情報伝達体制や避難支援体制の整備を図ることにより、安全・安心な地域づくりが必要です。また、一般避難所での生活が困難な人については、安心して避難生活が送れるよう福祉避難所の指定等が必要です。

# ４　計画の基本的な考え方

## １　日野市の目指すべき姿

近年の社会動向や、制度改正、日野市の状況を踏まえ、日野市の目指すべき姿は第4期の考え方を継承し、「いつまでも安心して　自分らしく暮らせるまち　日野」と設定します。

また、高齢者福祉施策を進めるための根幹となる考え方を示すものとして、３つの基本理念を設定し、目指すべき姿を達成するため、6つの施策の柱を定め、柱ごとに具体的な取組みの内容と重点事業を位置づけています。

いつまでも安心して

自分らしく暮らせるまち　日野

## ２　基本理念

### （１）高齢者の尊厳の保持と自立した生活を支援します。

「尊厳の保持」「自立した日常生活」は、介護保険法第1条に記述されています。高齢になっても、介護が必要になっても、「自分の意志」で「自分らしく」暮らしていくことで、生活の満足度を高めていけるよう情報提供及びサービスの充実を図ります。

### （２）総合的な地域包括ケアシステムを進めます。

地域包括ケアシステムについては、「医療」「介護」「予防」「住まい」「生活支援」という5分野のサービスを一体的にとらえることで、総合的な視点から高齢者福祉施策を「漏れなく・無駄なく・垣根なく」展開します。

また、いわゆる8050問題のように、高齢者問題に加えて、その他の課題を総合的に対応する地域包括ケアシステムの構築を図ります。

### （３）持続可能な支え合いの仕組みづくりを推進します。

高齢化がより一層進展する中、介護サービスやその他の地域生活支援サービスについて、年齢や立場に関係なく、高齢者をはじめとした誰もが我が事として捉え、担い手としても参加できる仕組みが整うなど、持続可能な支え合いの仕組みづくりを進めます。あわせて、介護保険制度の健全な運用に努めます。

## ３　施策の柱

### 柱１複合的な課題に対応できる地域包括ケアシステムの推進

高齢者に限らず、障害者、子ども、貧困など、複合的な課題を抱える方に対して、重層的・包括的な相談・支援体制を構築します。

あわせて、地域包括支援センターの充実を図るとともに、高齢者の方をはじめとして地域の方が介護や支援の担い手、受け手という概念にとらわれず、お互いが身近な地域で支え合い、いきいきと自立して生活できることを目指します。

【重点事業】

* 1102　地域ケア会議の推進
* 1301　生活支援体制整備事業の実施と地域活動団体の育成
* 1303　高齢者見守り支援ネットワークの充実

### 柱２介護を支える担い手の確保と介護保険事業サービスの充実

高齢者が、介護サービスや関連するサービスを利用したいと思うときに、適切なサービスを受けることができるよう、人材の確保を図ります。あわせて介護保険事業サービスの充実を図るとともに、各種の生活支援サービスの充実を図ります。

【重点事業】

* 2101　介護人材確保事業の実施
* 2102　資格取得支援事業の実施

### 柱３高齢者のフレイル予防と介護予防の推進

高齢者が住み慣れた地域で、いつまでも自分らしく、健康で過ごせるよう高齢者の健康づくりを支援し、フレイル予防・介護予防の取り組みを充実します。

【重点事業】

* 3105　介護予防・フレイル予防普及啓発事業
* 3106　地域介護予防活動支援事業の推進

### 柱４在宅療養体制の推進

在宅療養における、４つの場面（日常の療養支援、入退院支援、急変時の対応、看取り）における支援体制を整備してまいります。支援にあたっては、在宅療養高齢者支援相談窓口を設置し、市民や支援者が各場面における相談、関係機関との調整が行えるようにするとともに、在宅療養について広く周知を行います。また、医療と介護の有機的なネットワークを構築していくことで、必要なときに在宅医療と介護が連携できるような体制の充実を図ります。支援事業の実施に当たっては、各種データを集約し、適切な支援が行えるように活用してまいります。

【重点事業】

* 4101　在宅療養高齢者支援相談窓口の充実

### 柱５認知症の人とその家族を「共生」と「予防」の両面で支える 仕組みの充実

認知症基本法に対応した施策を実施し、認知症になっても、その人とその家族が必要な支援を受け、その人らしく生きられることを目指します。あわせて、自治会などの地域活動、学校などの教育機関と連携しながら、だれもが認知症のことを知り、支援の担い手になることができるよう援助します。

【重点事業】

* 5101　認知症の人や家族を支える医療と介護の連携
* 5201　認知症サポーターの養成
* 5301　認知症当事者及び介護者の交流を通した認知症バリアフリーの推進
* 5302　チームオレンジの設置

### 柱６高齢者が尊厳を保持し、いきがいを持って安全に・かつ安心 して暮らせる支援の充実

高齢者が住み慣れた地域で、いつまでも自分らしく過ごせるよう高齢者自身の取組みと高齢者を支えるサービスや仕組みの充実を目指します。

また、高齢者の権利擁護等についても引き続き推進します。

さらに、災害などが発生した場合でも、高齢者が安心して生活でき、安全が確保されるような仕組みの充実を図るとともに、身体機能等が低下しても、住み慣れた家で住み続けることができるよう、支援機器等の提供の充実を図ります。

　【重点事業】

* 6501　災害時及び災害に備えた地域での避難行動要支援者の支援体制づくり

# ５　高齢者施策の体系

#### 【施策体系図】

３．高齢者の  
フレイル予防と介護予防の推進

４．在宅療養  
体制の推進

５．認知症の  
当事者とその  
家族を「共生」と「予防」の  
両面で支える  
仕組みの充実

（１）地域包括支援センターの充実と  
重層的・包括的な相談・支援体制  
の構築

（２）生きがい創出への担い手の人材  
発掘と育成

（３）地域の支え合い体制の整備・充実

（１）認知症の早期診断、早期対応  
および相談体制の充実

（２）認知症の周知啓発と共生への  
理解促進

（３）認知症当事者及び介護者への  
支援

（４）若年性認知症対策の推進

（１）就労や社会参加の促進

（２）住まいの支援

（３）日常生活の支援

（４）権利擁護の推進

（５）福祉のまちづくりの推進

（６）災害対策

（１）フレイル予防の推進

（２）介護予防・重度化予防の推進

１．複合的な  
課題に対応できる地域包括ケアシステムの推進

**いつまでも安心して 自分らしく暮らせるまち　日野**

目指す

べき姿

基本理念

施策の柱

施策の項目

６．高齢者が  
尊厳を保持し、  
いきがいを持って安全・安心して暮らせる支援  
の充実

２．介護を支える担い手の確保と介護保険事業サービスの充実

高齢者の尊厳の保持と自立した生活を支援します。

（１）介護人材の確保

（２）居住系サービスの充実

（３）施設サービスの充実

（４）サービスの質の確保と向上

（５）介護家族支援

総合的な地域包括ケアシステムを進めます。

持続可能な支え合いの仕組みづくりを推進します。

（１）患者やその家族をとりまく  
療養環境の整備

（２）医療と介護の有機的なネット  
ワークの整備

# ６　介護保険に関する財政見通し

## １　介護保険財政の制度概要

介護保険に関する給付費は、サービスを利用するときの利用者負担分を除き、50％を介護保険料、50％を公費（国、都、日野市）で負担します。

第１号被保険者の負担割合は、第８期同様の23％となっています。

## ２　介護保険サービスの見込み量と給付費の推計

### （１）被保険者数の推計

（人）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | | 第８期計画期間（実績値） | | | 第９期計画期間（計画値） | | | 令和 22年度 |
| 令和 ３年度 | 令和 ４年度 | 令和 ５年度 | 令和 ６年度 | 令和 ７年度 | 令和 ８年度 |
| 第１号被保険者 | | 46,609 | 46,638 | 46,610 | 46,794 | 46,969 | 47,386 | 57,215 |
|  | 65～74歳 | 21,278 | 20,242 | 19,248 | 18,643 | 17,973 | 18,177 | 26,744 |
| 75～84歳 | 17,332 | 18,002 | 18,667 | 19,070 | 19,512 | 19,300 | 16,874 |
| 85歳以上 | 7,999 | 8,394 | 8,695 | 9,081 | 9,484 | 9,909 | 13,597 |
| 第２号被保険者数 | | 64,982 | 65,903 | 66,611 | 67,012 | 67,479 | 67,212 | 57,310 |
| 合計 | | 111,591 | 112,541 | 113,221 | 113,806 | 114,448 | 114,598 | 114,525 |

### （２）要介護（要支援）認定者数の推計

（人）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | | 第８期計画期間（実績値） | | | 第９期計画期間（計画値） | | | 令和 22年度 |
| 令和 ３年度 | 令和 ４年度 | 令和 ５年度 | 令和 ６年度 | 令和 ７年度 | 令和 ８年度 |
| 第１号被保険者 | | 9,504 | 9,830 | 10,094 | 10,347 | 10,735 | 11,016 | 13,576 |
|  | 65～74歳 | 1,000 | 957 | 955 | 914 | 878 | 873 | 1,259 |
| 75～84歳 | 3,474 | 3,599 | 3,646 | 3,758 | 3,889 | 3,887 | 3,260 |
| 85歳以上 | 5,030 | 5,274 | 5,493 | 5,675 | 5,968 | 6,256 | 9,057 |
| 第２号被保険者数 | | 183 | 193 | 215 | 222 | 221 | 221 | 189 |
| 合計 | | 9,687 | 10,023 | 10,309 | 10,569 | 10,956 | 11,237 | 13,765 |

### （３）介護サービスと介護予防サービスの給付費の推計

（単位：千円）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | | 令和６年度 | 令和７年度 | 令和８年度 | 令和22年度 |
| 合計 | | 13,964,443 | 14,191,211 | 14,426,786 | 19,698,186 |
|  | 在宅サービス | 7,205,285 | 7,310,418 | 7,485,733 | 10,044,567 |
| 居住系サービス | 1,993,712 | 2,032,082 | 2,061,203 | 2,871,032 |
| 施設サービス | 4,765,446 | 4,848,711 | 4,879,850 | 6,782,587 |

## ３　介護保険サービスの見込み量と給付費の推計

標準給付費見込額の算出にあたっては、総給付費に加え、特定入所者介護サービス費等給付額、高額介護サービス費等給付額、高額医療合算介護サービス費給付額、算定対象審査支払い手数料を合算した金額が、標準給付費見込額になります。

（単位：千円）

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | | | 令和６年度 | 令和７年度 | 令和８年度 | 令和22年度 |
| 標準給付費見込額 | | | 14,710,362 | 14,942,465 | 15,183,158 | 20,719,930 |
|  | 総給付費 | | 13,964,443 | 14,191,211 | 14,426,786 | 19,698,186 |
| 特定入所者介護サービス費等給付額 （財政影響額調整後） | | 210,566 | 210,665 | 210,670 | 323,235 |
|  | 特定入所者介護サービス費等給付額 | 210,566 | 210,665 | 210,670 | 323,235 |
| 特定入所者介護サービス費等の見直しに伴う財政影響額 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 高額介護サービス費等給付額（財政影響額調整後） | | 463,851 | 468,489 | 473,174 | 608,873 |
|  | 高額介護サービス費等給付額 | 463,851 | 468,489 | 473,174 | 608,873 |
| 高額介護サービス費等の見直しに伴う財政影響額 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 高額医療合算介護サービス費等給付額 | | 55,828 | 55,851 | 55,863 | 69,222 |
| 算定対象審査支払手数料 | | 15,674 | 16,249 | 16,665 | 20,414 |

## ４　介護保険サービスの見込み量と給付費の推計

標準給付費及び地域支援事業費見込み額をもとに、令和６年度（2024年度）からの介護保険料額を算出します。

### （１）介護保険料収納必要額の算定

令和６年度（2024年度）～８年度（2026年度）までの３年間における第１号被保険者が担う保険料収納必要額を算出します。

保険料収納必要額の算出プロセス

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 標準給付費見込額 | | 44,835,985,808円　① | | |
| 地域支援事業費 | | 2,802,576,263円　② | | |
|  |  |  |  |  |
|  | 合計（①＋②）=  47,638,562,071円 ③ | | |  |

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| ③×23％  第１号被保険者負担相応分 | ＝ | 10,956,869,276円 | Ａ |  | 保険料収納必要額  10,594,272,343円  Ａ＋Ｂ－Ｃ－Ｄ－Ｅ＋Ｆ |
|  |  |  |  |
| 交付基準額×５％  財政調整交付金相当額 | ＝ | 2,335,665,067円 | Ｂ |
|  |  |  |  |
| Ｒ６ 4.37％、Ｒ７ 4.55％、  Ｒ８ 4.46％  財政調整交付金見込額 | ＝ | 2,083,626,000円 | Ｃ |
|  |  |  |  |
| 保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援  交付金の交付見込み額 | ＝ | 99,636,000円 | Ｄ |
|  |  |  |  |
| 介護給付費準備基金取崩額 | ＝ | 515,000,000円 | Ｅ |
|  |  |  |  |
| 市町村特別給付額 | ＝ | 0円 | Ｆ |

※財政調整交付金とは

国が市町村ごとの介護保険財政の均衡を図るため、決められた指標（75歳以上の高齢者割合、85歳以上高齢者割合等の係数と所得段階別被保険者割合）に基づき交付されます。

※介護給付費準備基金について

市区町村の条例により設置され、各年度で介護保険財政の黒字が発生した場合、基金に積み立て、逆に赤字の時に取崩し補てんします。

計画策定の段階で積立金の残高がある場合、取り崩すことを前提で保険料の算定を行うと、保険料収納必要額が低くなり、それにより基準額を下げることができます。

※保険者機能強化推進交付金等とは

高齢者の自立支援、重度化防止策等に係る交付金で保険者機能強化推進交付金（平成３０年度～）と介護保険保険者努力支援交付金（令和２年度～）があります。これらの交付金は保険料負担分に充当することができるため、交付金見込額を含めて算定を行うと、保険料収納必要額が低くなり、それにより基準額を下げることができます。

### （２）介護保険料基準額の算定

令和６年度（2024年度）～８年度（2026年度）の３年間の介護保険料基準額を算出すると、次のようになります。

保険料賦課総額＝　　10,691,565,589円

（保険料収納必要額　　　10,594,272,343円÷予定保険料収納率99.09％

（令和６年度～令和８年度までの平均予定収納率）

補正第１号被保険者数（３年間145,701人）

※補正第1号被保険者数とは、第1号被保険者数合計値に前頁設定の割合を加味し補正した人数です。

**年額　73,380円＝(保険料賦課総額**10,691,565,589円**÷補正第1号被保険者数**145,701**人)**

**月額　6,115円＝（年額73,380円÷12月）**

÷

第９期介護保険事業計画の保険料見込額（令和６年４月１日～令和９年３月31日まで）

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 所得段階 | 対象者 | | 第8期 | | （参考）　第7期 | |
| 保険料率  （基準額に対する割合） | 保険料　年額  （月額） | 保険料率  （基準額に対する割合） | 保険料　年額  （月額） |
| 第１段階 | 生活保護受給者 | | 基準額  ×0.285 | 20,910円  （1,743円） | 基準額  ×0.30 | 22,014円  （1,835円） |
| 市民税  非課税世帯 | 公的年金収入額（※1）+（合計所得金額(※2)-年金収入に係る所得（※3））の額が80万円以下 |
| 第２段階 | 公的年金収入額（※1）+（合計所得金額(※2)-年金収入に係る所得（※3））の額が80万円超120万円以下 | 基準額  ×0.485 | 35,580円  （2,965円） | 基準額  ×0.50 | 36,690円  （3,058円） |
| 第３段階 | 公的年金収入額（※1）+（合計所得金額(※2)-年金収入に係る所得（※3））の額が120万円超 | 基準額  ×0.685 | 50,260円  （4,189円） | 基準額  ×0.70 | 51,366円  （4,281円） |
| 第４段階 | 市民税  課税世帯で  本人非課税 | 公的年金収入額（※1）+（合計所得金額(※2)-年金収入に係る所得（※3））の額が80万円以下 | 基準額  ×0.85 | 62,370円  （5,198円） | 基準額  ×0.85 | 62,373円  （5,198円） |
| 第５段階  （基準段階） | 公的年金収入額（※1）+（合計所得金額(※2)-年金収入に係る所得（※3））の額が80万円超 | 基準額  ×1.00 | 73,380円  （6,115円） | 基準額  ×1.00 | 73,380円  （6,115円） |
| 第６段階 | 市民税  本人課税 | 合計所得金額が125万円未満 | 基準額  ×1.10 | 80,710円  （6,727円） | 基準額  ×1.10 | 80,718円  （6,727円） |
| 第７段階 | 合計所得金額が  125万円以上190万円未満 | 基準額  ×1.25 | 91,720円  （7,644円） | 基準額  ×1.25 | 91,725円  （7,644円） |
| 第８段階 | 合計所得金額が  190万円以上400万円未満 | 基準額  ×1.50 | 110,070円  （9,173円） | 基準額  ×1.50 | 110,070円  （9,173円） |
| 第９段階 | 合計所得金額が  400万円以上600万円未満 | 基準額  ×1.73 | 126,940円  （10,579円） | 基準額  ×1.65 | 121,077円  （10,090円） |
| 第10段階 | 合計所得金額が  600万円以上800万円未満 | 基準額  ×1.88 | 137,950円  （11,496円） | 基準額  ×1.80 | 132,084円  （11,007円） |
| 第11段階 | 合計所得金額が  800万円以上1,000万円未満 | 基準額  ×2.09 | 153,360円  （12,780円） | 基準額  ×2.00 | 146,760円  （12,230円） |
| 第12段階 | 合計所得金額が  1,000万円以上1,200万円未満 | 基準額  ×2.36 | 173,170円  （14,431円） | 基準額  ×2.25 | 165,105円  （13,759円） |
| 第13段階 | 合計所得金額が  1,200万円以上1,400万円未満 | 基準額  ×2.62 | 192,250円  （16,021円） | 基準額  ×2.5 | 183,450円  （15,288円） |
| 第14段階 | 合計所得金額が  1,400万円以上 | 基準額  ×2.88 | 211,330円  （17,611円） | 基準額  ×2.75 | 201,795円  （16,816円） |

**日野市高齢者憲章**

**(平成29年1月1日制定)**

わたくしたち日野市民は、日野市民憲章の趣旨を大切にしたまちづくりを進めて参ります。

高齢化が進む中、意欲と経験のある高齢者は、社会の大切な担い手として活躍し、支えの必要な高齢者は、周囲の人々や社会がしっかり支え、全ての高齢者がいつまでも健康で明るく幸せにくらしていけることを願って、この高齢者憲章を定めます。

１　全ての市民は、長く社会につとめた先輩として、高齢者を敬愛します。

２　高齢者は、家庭及び地域や社会の一員として、共に支え合います。

３　高齢者は、家庭及び地域や社会により、健康と明るいくらしが守られます。

４　高齢者は、知識や能力を活かして社会で活躍し、知恵や経験を次の世代に伝えます。

５　高齢者には、健康維持と生きがいをつくるため、社会参加の道が開かれます。